



今年の立春は、2月4日（金）です。暦の上では春が始まりますが、まだまだ寒い日が続いています。今年は愛知県でも雪の日が多かったりと、特に寒い冬な感じがします。数年前から、何を隠そう腹巻をしてみているのですが、ぽかぽかと暖かく、冬の必須アイテムとなっています。春が来るまで、もう一息です。



1. 労働条件

● ‘シフト制’ 従業員への労働条件の通知

～労働条件通知書作成時の注意点～

→ ‘シフト制’ 従業員への労働条件の通知書（雇用契約書等）の書き方について、厚生労働省より注意点が出されました。

＜労働条件通知書＞

■ 始業・終業時刻

→ × 「シフトによる」

○ **原則的**な始業・終業時刻を記載し、一定期間分（今月・来月等）の**シフト表**を交付等

■ 休日

→ 曜日が確定していない場合は、**基本的な考え方**（月10日等）等を記載

＜就業規則＞

■ 始業・終業時刻、休日

→ × 「シフトによる」「個別の労働契約による」

○ **原則的**な始業・終業時刻を記載し、「**具体的にはシフトによる**」「**具体的には個別の労働契約による**」

→ 「シフトによる」に加えて、**具体的**な出勤時間・休日の明示を求める内容になっています。

→ **トラブル防止**のシフト表作成方法として、作成時に従業員の意見を聞く、通知（変更）期限・方法を定める、最大（最低）日数・時間数等を定める、といった点が挙げられています。

合格祈願

2. 賃金

● 価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

～集中取組期間：令和4年1月～3月まで～

→ 中小企業等の**賃上げ**にむけて、公正取引委員会より**転嫁円滑化施策パッケージ**が発表されました。省庁をまたいだ取り組みで、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁し、**賃金引上げ原資の確保**を狙うものです。労働基準監督機関関連では、以下の動きがあります。

【転嫁円滑化施策パッケージ（一部）】

□ 労働基準監督機関関連

◆ 最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げにむけた環境整備

→ 賃金・残業代**不払**が疑われる事業所への監督指導。
その際、**賃金引上げ**や転嫁対策関連の施策の紹介。
→ 定期監督で**賃金引上げの意向**等を確認し、労使で賃金引上げを行う取り決めを行ったにも関わらず引上げがされず、度重なる指導でも是正されない場合等は、**司法処分**も含めて厳正に対応。

◆ 労働基準監督署等からの通報制度の拡充

→ 労働基準監督署等が臨検監督を実施した際に、法令違反がなくても「買いたたき」等が疑われる場合は、公正取引委員会等へ**通報**。

→ **下請**事業者が匿名で「買いたたき」等の違反行為疑いのある親事業者の情報を通報できるホームページも開設されます。

今月のピックアップ

● 看護師の派遣、限定解禁！～コロナ禍特例～

へき地に限って認められていた看護師・准看護師の**派遣**が、特例的に認められることになりました。**新型コロナウイルス対応業務**に限り **R5.3.31** まで、医療施設への派遣が認められます。

● 年金、今年も引き下げ！～令和4年4月から～

老齢年金等年金が、昨年度から0.4%引き下げとなりました。満額の国民年金で月 **64,816 円**（R3は月65,075円）になります。60歳前半の支給停止調整額は **47 万**に変更になります。

□ ■ お問い合わせ先 □ ■

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

